

資料編

1 計画の策定の経緯

2 用語集

3 温室効果ガス排出量の算定方法

4 温室効果ガス排出量の将来予測手法

5 本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

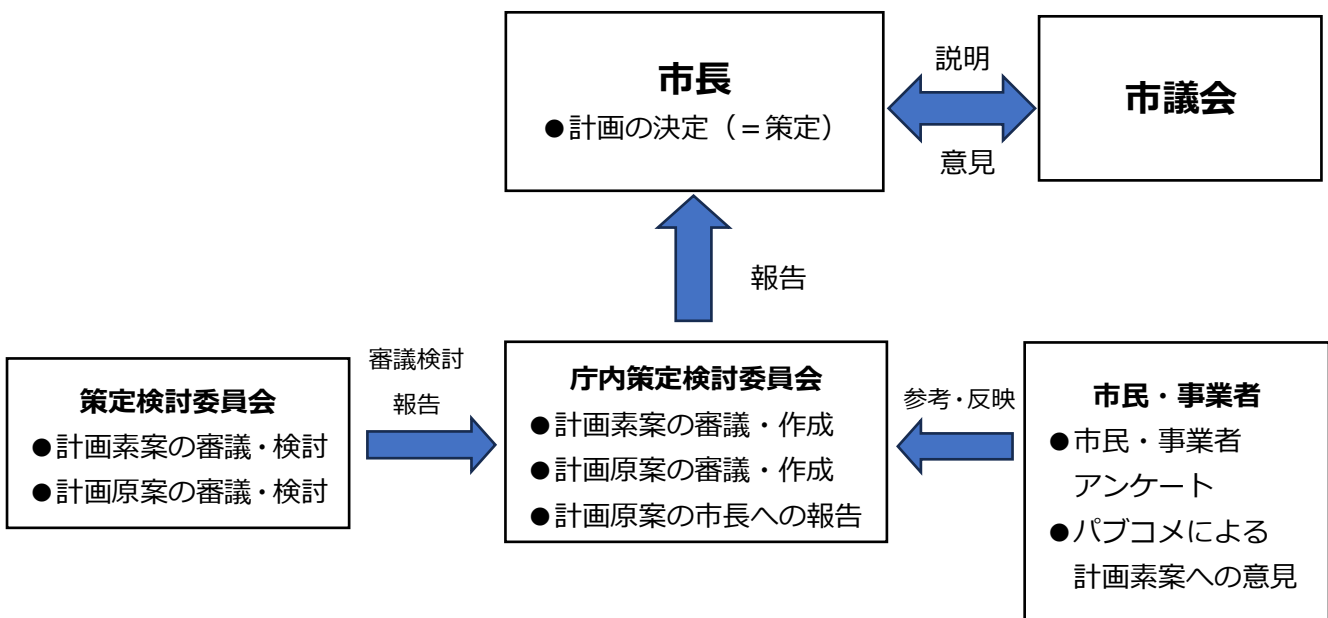
1

計画の策定の経緯

計画の策定体制

計画の策定に当たっては、学識経験者、事業者、市民で構成される「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会」及び庁内関係部局で構成される「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)庁内検討委員会」の2つの委員会を組織し、市民・事業者からの意見等を踏まえた上で、それぞれの委員会において、計画案を審議・検討し、策定しました。

図表 資料-1 計画の策定体制図



武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 策定検討委員会

(1) 武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第4項の規定に基づき、同項に規定する地方公共団体実行計画として策定する武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の原案を作成するに当たり必要な事項について検討するため、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の原案の作成に必要な事項について、審議し、及び検討する。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 1人
- (2) 関係行政機関等の職員 2人
- (3) 関係事業者 5人以内
- (4) 地域関係団体を代表する者 1人
- (5) 公募による市民 3人

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、環境部環境課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

(2) 開催経過

回	開催年月日	審議内容
第1回	令和6年 7月 5日 (金)	・計画策定の基本的な考え方について ・意識調査結果（令和5年度実施）について ・計画骨子案について
第2回	8月29日 (木)	・計画（素案）について
第3回	10月25日 (金)	・計画（素案）について
第4回	12月19日 (木)	・計画（素案）について

(3) 委員名簿

区分	氏名	選出区分
委員長	山下 英俊	1号委員（識見を有する者）
副委員長	宮田 博之	2号委員（関係行政機関等の職員）
委員	金崎 史明	2号委員（関係行政機関等の職員）
委員	内野 治樹	3号委員（関係事業者）
委員	児玉 大藏	3号委員（関係事業者）
委員	杉永 さゆり	3号委員（関係事業者）
委員	黒部 達也	3号委員（関係事業者）
委員	関谷 貴幸	3号委員（関係事業者）
委員	小林 定弘	4号委員（地域関係団体を代表する者）
委員	豊泉 光男	5号委員（公募による市民）
委員	水谷 聖子	5号委員（公募による市民）
委員	的場 裕美	5号委員（公募による市民）

武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 庁内策定検討委員会

(1) 武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）庁内策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第4項の規定に基づき、同項に規定する地方公共団体実行計画として策定する武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の原案を作成するため、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）庁内策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定検討委員会設置要綱（令和6年武蔵村山市訓令（乙）第120号）により設置される武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定検討委員会による検討結果の報告を踏まえ、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の原案を作成し、市長に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、環境部長、企画財政部企画政策課長、同部公共施設活用担当課長、総務部総務契約課長、協働推進部産業観光課長、環境部ごみ対策課長、都市整備部都市計画課長、同部道路下水道課長、同部施設課長及び教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。

3 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、それぞれ環境部長及び企画財政部企画政策課長の職にある委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、環境部環境課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

(2) 開催経過

回	開催年月日	審議内容
第1回	令和6年 7月 1日 (月)	・計画策定の基本的な考え方について ・意識調査結果（令和5年度実施）について ・計画骨子案について
第2回	8月15日 (木)	・計画（素案）について
第3回	10月28日 (月)	・計画（素案）について
第4回	12月23日 (月)	・計画（素案）について

(3) 委員名簿

区分	氏名	職名	備考
委員長	乙幡 康司	環境部長	
副委員長	平崎 智章	企画政策課長	
委員	飯島 郷太	公共施設活用担当課長	
委員	栗原 秀和	総務契約課長	
委員	前原 光智	産業観光課長	
委員	古川 敦司	ごみ対策課長	
委員	篠田 光宏	都市計画課長	
委員	田村 崇寛	道路下水道課長	
委員	櫻井 謙次	施設課長	
委員	佐藤 哲郎	教育総務課長	

その他の意見聴取

(1) 市民・事業者アンケート

	市民	事業者
調査対象	武蔵村山市に住む満 18 歳以上の 1,500 人	武蔵村山市内事業所 500 か所
抽出法	「住民基本台帳」から地区別人口比率に応じ、無作為抽出	総務省統計「経済センサス」から事業所比率に応じ、抽出
調査方法	配付方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送及び WEB 回答	
調査期間	令和 5 年 10 月 16 日（月）～11 月 3 日（金）	
配布数	1,500	500
回収数 （うち WEB 回答）	501 (86)	189 (46)
回収率	33.4%	37.8%

(2) パブリックコメント

内容	武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）
実施期間	令和 6 年 11 月 15 日（金）～12 月 16 日（月）
意見の件数	0 件

(3) 事業者ヒアリング

武蔵村山市において、今後脱炭素社会に向けて取組を行っており、市との連携を図ることが重要と思われる事業者を市と協議のうえ選定を行い、3事業者に対してヒアリングを実施しました。

実施年月日	事業者名	業種
令和 6 年 9 月 24 日（火）	A 社	電気・ガス・熱供給業
9 月 24 日（火）	B 社	卸売・小売り業
10 月 1 日（火） （書面実施）	C 社	運輸業

2

用語集

あ行

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

●イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

●インフラ

インフラストラクチャーの略。社会資本のことで、国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設を指す。各種学校や病院、公共施設のほかに、道路、橋梁、鉄道路線、上水道、下水道、電気、ガス、通信など、日々の生活や産業活動を支える基盤となっている施設・設備のこと。

●エコチューニング

脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

●エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素(CO₂)などの排出ガスの削減に有効とされている。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

●エシカル消費

誰がどこで商品を作り、お店までどのように運ばれてきたのかといった、自分が手に取るまでの過程をなどで、人・社会・環境への配慮がされているかを考え、倫理的に正しいと思うことを基準として購入するものを決めること。

●温室効果ガス

大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類としている。

か行

●カーボンニュートラル

二酸化炭素(CO₂)の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態になることを指す。

本計画では、事業所や家庭などが排出するCO₂を省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用によって「排出」を削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護、排出権の購入といった「吸収」によって正味でゼロにする取組の意味で用いている。

●化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼させると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素(CO₂)や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

●緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

●気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として2018年に制定された法律。地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

●吸収源

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。

●コージェネレーション

コージェネレーション(熱電併給)は、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステムである。現在主流となっているコージェネレーションは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房などに利用する方法で、総合エネルギー効率を7割から8割ほどに向上させることができる。

近年は、発電に燃料電池も使用されるようになっており、エネファームは「家庭用燃料電池」とも呼ばれ、水素を使って発電する仕組みである。

さ行

●再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど自然界によって補充されるエネルギー源のこと。

●省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

●次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定めている。なお、政府は2035年に新車販売における電動車を100%にすることを実現すると表明している。

●持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲット、232のインディケーター（指標）から構成され、地球の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っているのが特徴。

●自立・分散型エネルギーシステム

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作り、その地域内で使っていかうとするシステムのこと。再生可能エネルギーや、未利用エネルギーなどの新たな電源や熱利用のほか、コージェネレーションシステムによる効率的なエネルギーの利用も含む。

●水素エネルギー

石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料は燃焼させると二酸化炭素（CO₂）を発生するが、水素は燃焼させてもCO₂は全く発生しないことから、“CO₂発生量がゼロ”のエネルギーとして地球温暖化対策への貢献が期待されている。

●ゼロカーボンシティ

地域における脱炭素化の取り組みとして、「2050年までに温室効果ガスまたは二酸化炭素（CO₂）の排出量を実質ゼロにする」ことを表明した地方公共団体のこと。

た行

●太陽光発電

シリコン、ガリウムヒ素、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

●脱炭素・脱炭素社会

地球温暖化の原因となるCO₂などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。

太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めるなど、社会全体を脱炭素化する努力を続けた結果としてもたらされる持続可能な世の中が脱炭素社会となる。

●地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

●地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、1998年に制定された国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

●蓄電池

充電と放電を繰り返し行うことができる電池のこと。電気エネルギーを化学エネルギーに変えて蓄え、必要に応じて電気エネルギーとして取り出せる構造になっている。

●適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

●デコ活

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。CO₂を減らす脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と、活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉。

●デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

な行

●燃料電池

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

は行

●バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみガラ等がある。バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

●パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ま行

●マイルストーン

プロジェクトにおける始点から目標まで実施する中での、中間目標地点を指す。

ら行

●レジリエンス (レジリエント)

防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。

英数

●BEMS

Building Energy Management Systemの略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム。

●COP

締約国会議(Conference of the Parties)を意味し、環境問題に限らず多くの国際条約の中で、加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

●FEMS

Factory Energy Management Systemの略称であり、工場全体のエネルギー消費を削減するため、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、見える化や各種機器を制御するためのシステム。

●FIT (再生可能エネルギーの固定価格買取制度)

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。2022年から電力市場の価格と連動した発電をうながす「FIP制度」が導入された。

●HEMS

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理するシステム。

●IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル)の略称。1988年に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

●SDGs

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットから構成されている。

●V2H・V2B・ZEV

電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)などの自動車と住宅・ビルの間で電力の相互供給をする技術やシステムのことで、住宅の場合はV2H(Vehicle to Home)、ビルの場合はV2B(Vehicle to Building)と呼ばれる。また、走行時に二酸化炭素などの排出ガスを出さない自動車を総称してZEV(ゼロエミッション・ビークル)という。

●ZEB・ZEH

ZEBは、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼ばれる。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

ZEHは、Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、「ゼッチ」と呼ばれる。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅。

持続可能な開発目標 (SDGs) 17 の目標

持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細



目標 1【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標 3【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 5【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標 7【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業の促進及びイノベーションの推進を図る



目標 11【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 13【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 15【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標 17【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



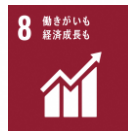
目標 2【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標 4【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標 6【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標 8【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標 10【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標 12【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する



目標 14【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標 16【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

出典：外務省パンフレット「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」

3

温室効果ガス排出量の算定方法

対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガス種類は、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」に基づき、以下のガス種としています。

図表 資料-2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分
その他ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・メタン ・一酸化二窒素 ・ハイドロフルオロカーボン類 ・パーフルオロカーボン類 ・六フッ化硫黄 ・三フッ化窒素 	燃料の燃焼、工業プロセスにおいて供給されたエネルギーの使用

算定方法

東京都が提供する「オール東京62市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』」のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を使用しました。

図表 資料-3 算定方法 (概要)

部門		電力・都市ガスエネルギーの算定方法	電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法
産業	農業	農業は東京都のエネルギー消費原単位に活動量（農家数）を乗じる。	
	水産業	水産業は島しょ地域のみ算定とし、エネルギー消費原単位に活動量（漁業生産量）を乗じる。	
	建設業	東京都の建設業エネルギー消費量を建築着工延床面積で案分する。	
民生	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力：「電力・都市ガス以外」と同様に算出する。 ■ 都市ガス：工業用供給量を計上する。 	東京都内製造業の業種別製造品出荷額当たりエネルギー消費量に当該市区町村の業種別製造品出荷額を乗じることにより算出する。
	業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力：市区町村内総供給量のうち他の部門以外を計上する。 ■ 都市ガス：業務用を計上する。 	東京都の建物用途別の延床面積当たりエネルギー消費量に当該市区町村内の延床面積を乗じることにより算出する。延床面積は、固定資産の統計、東京都の公有財産等の統計書や、国有財産等資料から算出する。
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力：電灯使用量から家庭用を算出する。 ■ 都市ガス：家庭用都市ガス供給量を計上する。 	LPG、灯油について、世帯当たり支出（単身世帯、二人以上世帯を考慮）に、単価、世帯数を乗じ算出する。なお、LPGは都市ガスの非普及エリアを考慮する。
運輸	自動車	—	特別区、多摩地域では、東京都から提供される二酸化炭素排出量を基本とする。島しょ地域においては、エネルギー消費原単位に活動量（市内自動車走行量）を乗じる。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別エネルギー消費原単位を計算し、市区町村内乗降車人員数を乗じることにより算出する。	2019年度現在、貨物の一部を除き、東京都内にディーゼル機関は殆どないため、無視する。
一般廃棄物		—	廃棄物発生量を根拠に算出する。

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

4

温室効果ガス排出量の将来予測手法

推計に当たっての設定条件

将来推計とは、現在の人口・世帯の増減、事業活動などの社会経済情勢が、現状のまま将来も推移すると仮定し、かつ現在の地球温暖化対策のみを継続した場合の将来推計のことをいい、BaU (Business as Usual)とも称されます。

将来推計は、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」を参考として、以下の考え方のもとで推計を行いました。

- ・基準年度を平成25（2013）年度とする。
- ・二酸化炭素排出量の将来推計に用いる過去トレンドのデータは、電力排出係数の影響を受けないエネルギー消費量データ、もしくは活動量データとする※。
- ・総合計画等における将来人口など政策加味された将来データは使用しない。
- ・エネルギー消費量もしくは活動量の将来予測値から温室効果ガス排出量への変換は、電力排出係数を最新の令和2（2020）年度値で固定するという観点から、令和2（2020）年度の炭素集約度をもって変換する。

※電力排出係数については、国の政策により、過去トレンドから大きく変化する可能性が高いため、将来推計には加味せず、削減目標設定時に考慮する

推計手法の設定

以下の複数の推計手法を設定し、将来推計を行いました。

図表 資料-4 推計手法の概要（一般廃棄物を除く）

推計手法		概要
エネルギー消費量のトレンドからの推計	ケース1 直線回帰を用いた予測	・エネルギー消費量の各部門の過去実績から直線回帰式を設定して推計
	ケース2 対前年度増加率平均を用いた予測	・エネルギー消費量の各部門の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計
活動量のトレンドからの推計	ケース3 直線回帰を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から直線回帰式を設定して推計
	ケース4 対前年度増加率平均を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計
活動量及び原単位からの推計	ケース5 活動量、原単位の近似曲線を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から近似曲線を設定して推計 ・原単位（活動量当たりエネルギー消費量）の過去実績から近似曲線を設定して推計 ・活動量/原単位でエネルギー消費量を推計
	ケース6 活動量、原単位の対前年度増加率平均を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計 ・原単位（活動量当たりエネルギー消費量）の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計 ・活動量/原単位でエネルギー消費量を推計

以上の6つのケースの推計結果を比較した結果、最も削減率が低く厳しい予測となる、「ケース 4:(活動量の)対前年度増加率平均を用いた予測」を採用し、削減目標設定の基礎データとして活用しました。

5

本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、最大で電気は290MW、発電量にして396,635MWh/年、熱は2,479,109GJ/年のポテンシャルがあるとされています。

令和3(2021)年度の市域の電気使用量は306,118MWhであり、太陽光で市域の電力を賄えるほどのポテンシャルがあるといえます。

ポテンシャルの算出方法については、環境省が公開している「REPOS」にて武蔵村山市域内の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを活用しました。本市においては地中熱など、様々な再生可能エネルギーのポテンシャルがありますが、技術的、土地利用等による導入の困難さを考慮し、屋根を活用した太陽光発電設備の導入による再生可能エネルギーの導入を推進していくものとなりました。

図表 資料-5 本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

大区分	中区分	賦存量	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	-	171.903	MW
	土地系	-	118.821	MW
	合計	-	290.725	MW
風力	陸上風力	25.800	0.000	MW
中小水力	河川部	0.000	0.000	MW
	農業用水路	0.000	0.000	MW
	合計	0.000	0.000	MW
地熱	合計	0.000	0.000	MW
再生可能エネルギー(電気)合計		25.800	290.725	MW
		43,151.954	396,635.183	MWh/年
太陽熱		-	449,770.225	GJ/年
地中熱		-	2,029,339.383	GJ/年
再生可能エネルギー(熱)合計		-	2,479,109.608	GJ/年
木質バイオマス	発生量(森林由来分)	0.005	-	千m ³ /年
	発熱量(発生量ベース)	34.190	-	GJ/年

出典：環境省「REPOS 自治体再エネ情報カルテ」

武蔵村山市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

(令和7年度～令和16年度)

発行年月／令和7年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市 環境部 環境課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042 (565) 1111 (代表)

本書は再生紙を使用しています。



武蔵村山市

